

仕 様 書

件 名 新国立劇場 録画編集室ダビング機材の調達

公益財団法人 新国立劇場運営財団

仕 様 書

1. 概要

1.1 名 称 新国立劇場 録画編集室ダビング機材の調達

1.2 施工場所 東京都渋谷区本町 1-1-1 (新国立劇場録画編集室内)

1.3 施工内容 録画編集室ダビング機材
(1) XDCAM ディスクレコーダーの新規導入
(2) XDCAM ディスクレコーダーの設置、配線工事及び調整

納入機器構成内訳及び工事は下記「納入機器及び工事に備える技術的要件」による。

1.4 完成期限 平成 31 年 2 月 28 日 (木)

2. 「納入機器及び工事に備える技術的要件」

2.1 納入機器及び工事の内訳

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) XDCAM ディスクレコーダー新規導入 | |
| ① XDCAM プロフェッショナルメディアステーション | 1 式 |
| ② 電源コード | 1 式 |
| ③ スライドラックマウントテーブル | 1 式 |
| ④ リニア編集オプションボード | 1 式 |
| (2) XDCAM ディスクレコーダー設置、配線工事及び調整 | 1 式 |

2.2 基本要件

- (1) 納入機器は、新国立劇場録画編集室の既存設備と連携して運用することが可能で、下記の個別要件を満たすものであること。
- (2) 既存のダビング設備と整合性を図ること。
- (3) 機器の電源は、AC 100Vに対応していること。
- (4) 機器の電源は、ノイズ等の影響を受けない適正な波形を保った交流電源で、かつ電圧降下を最小限に抑えるよう配線を行うこと。

2.3 個別要件

- (1) XDCAM ディスクレコーダー新規導入
 - ① XDCAM プロフェッショナルメディアステーション (SONY XDS-PD1000/A 同等品以上) を導入すること。
 - ② MXF ファイルをベースとして、収録から編集・送出・アーカイブまで一貫したファイルベースオペレーションが可能なこと。

- ③ MPEG HD422(50Mbps)、MPEG HD(35Mbps)の記録再生に対応していること。
- ④ XDCAM プロフェッショナルディスクの1層・2層ディスク、3層リライタブルディスク、4層ライトワンスディスクに対応していること。
- ⑤ 1.5TBのHDDを内蔵ストレージとして搭載していること。
- ⑥ リニア編集オプションボード(SONY XDBK-105 同等品以上)を増設し、リニア編集に対応できること。
- ⑦ 既設ラック設置時に電源コード(SONY DK-2401 同等品以上)及びスライドラックマウントテーブル(SONY SRM-T3 同等品以上)を取り付けること。

(2) XDCAM ディスクレコーダー設置、配線工事及び調整

- ① XDCAM ディスクレコーダーを既設の録画編集室システムに組み込み、収録、編集、ダビング作業ができる様に設置、配線、調整をすること。
- ② 既設ラック内の設置場所は、資料 1-1(現状)、資料 1-2(改修後)を参照し設置すること。
- ③ 録画編集室映像系統図 資料 2-1(現状)、資料 2-2(改修後)、音声系統図 資料 3-1(現状)、資料 3-2(改修後)を参照しシステムに組み込むこと。
- ④ 機器室内のラック実装図、現システムの映像・音声・制御系統図及びパッチ銘盤および必要な銘盤を修正して提出すること。
- ⑤ 編集機からの制御線の工事および設定を行うこと。

3. 一般事項

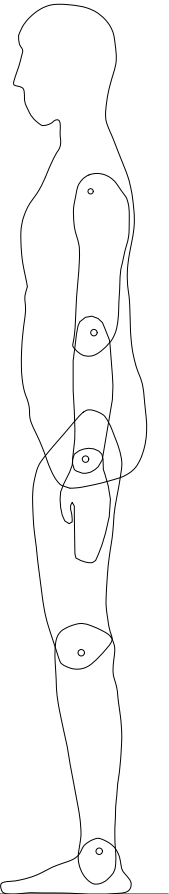
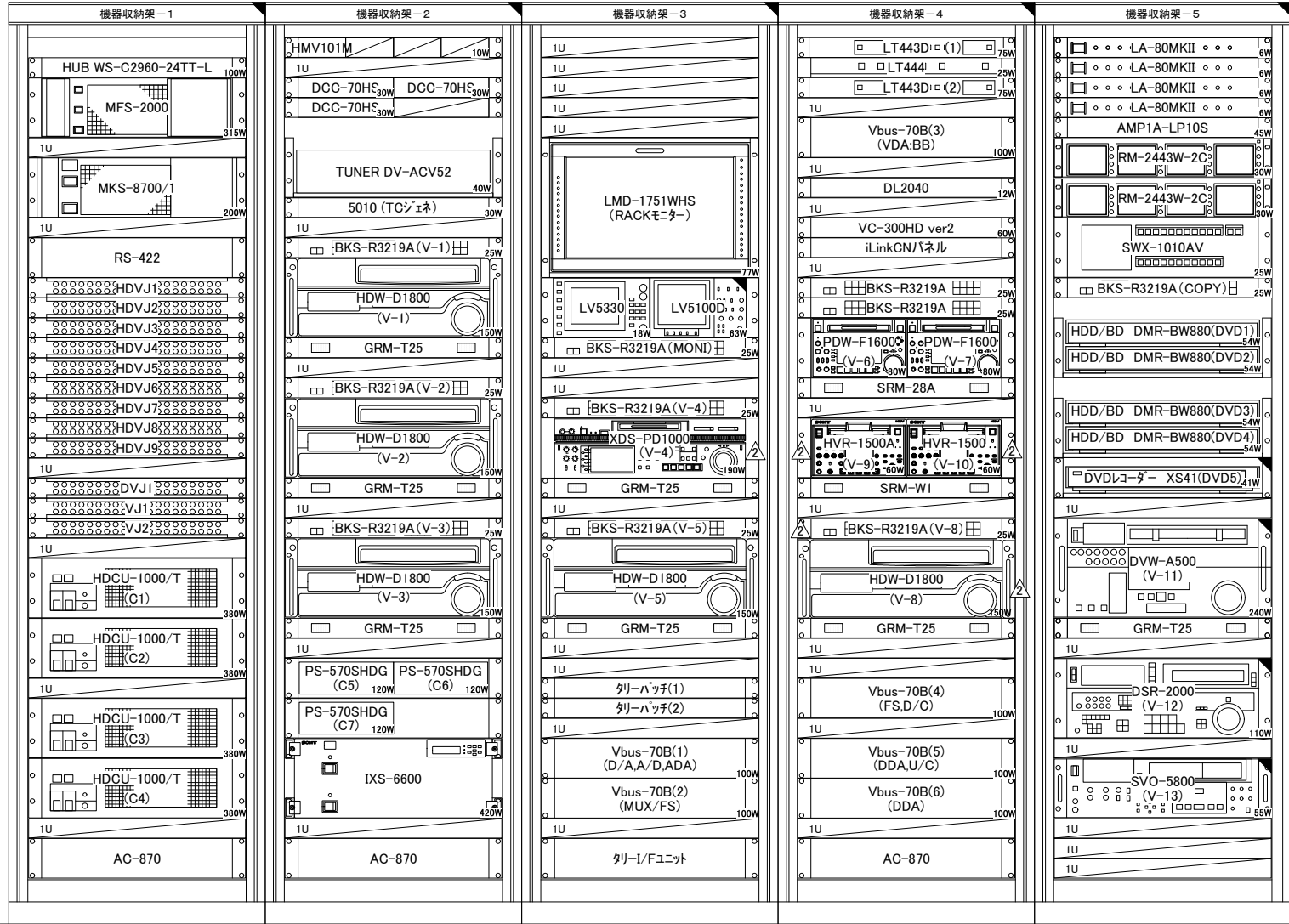
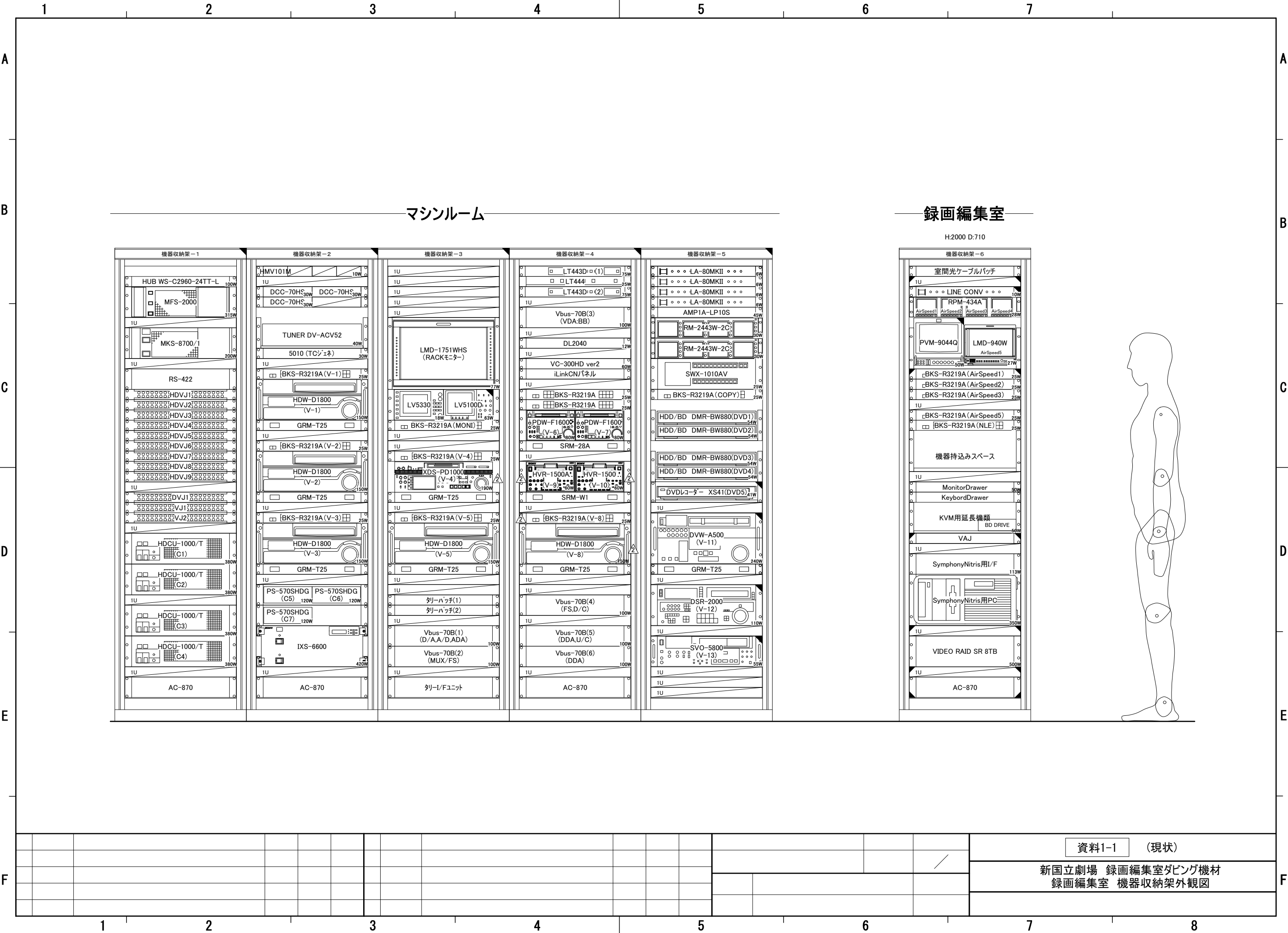
- 3.1 共通仕様 この工事の受注者は、仕様書に基づき施工すること。
仕様書に記載のない事項については、次の基準、規格を適用すること。
- ・文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第1号の工事請負契約基準
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編」「公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編」（平成22年版）現行 JIS/JEC/JEM/電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
- 3.2 特記仕様
- (1) 納入機器
納入する機器は仕様書に記載された仕様と同等品又は同等品以上とする。但し、同等品以上とする場合は新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）の承諾を得ること。
 - (2) 完成図面
完成図面（データを含む）及び日本語版取扱説明書を提出すること。
- 3.3 特記事項
- (1) 納入する機器は、運用時間として終日連続して使用できる精度及び性能面での耐久性、信頼性、安全性を有する機器であること。
 - (2) 作業日程は、財団と別途協議し完成期限までに完了すること。
また、受注者は作業期間中の公演及び稽古等の進行に支障を来さぬよう工程を組み、財団に事前に申し入れをした上で作業を行うこと。

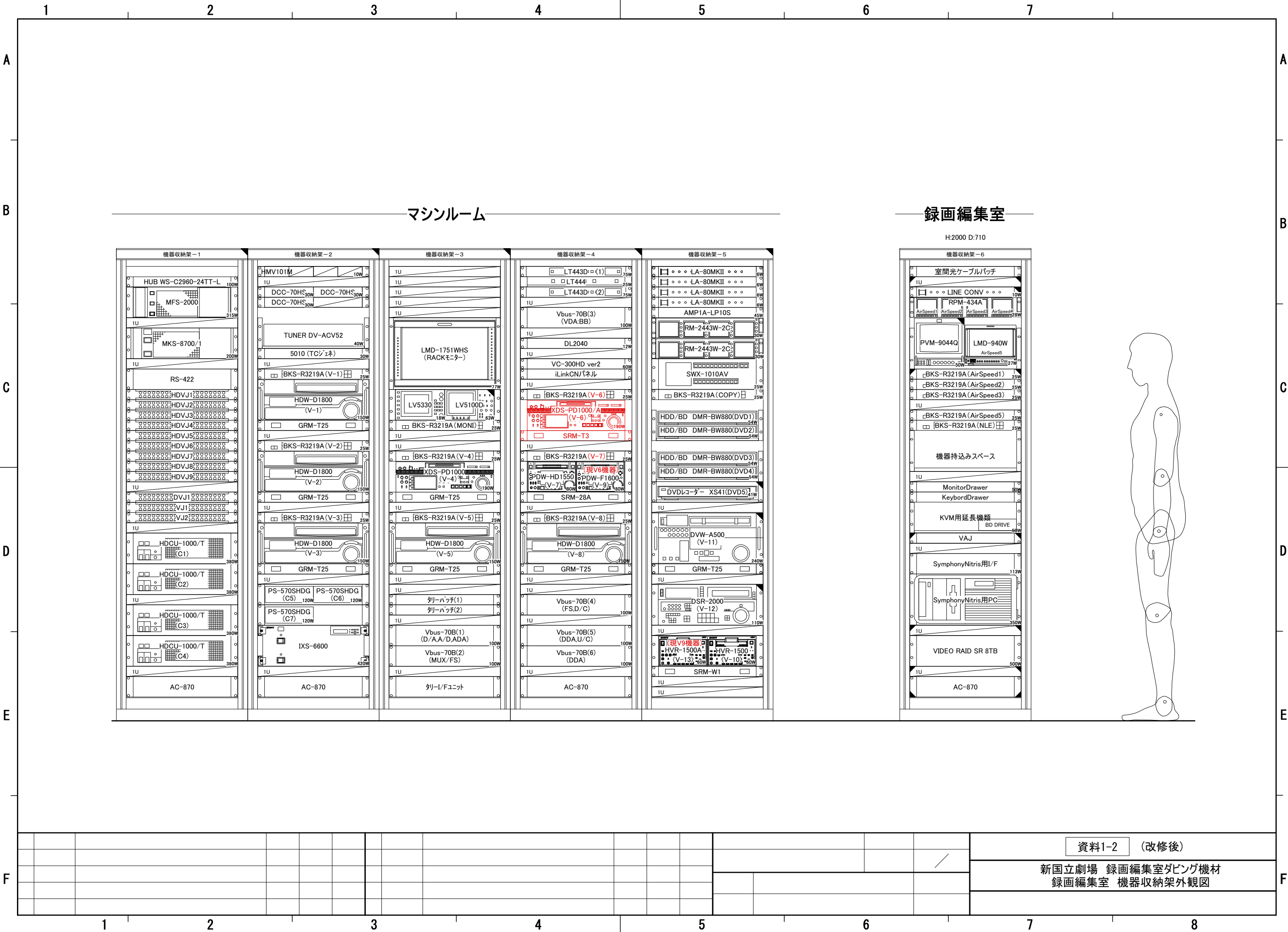
- (3) 作業に必要な電源は、財団の指示する電源盤及びコンセントを使用すること。
- (4) 機器各種の回線を確実に接続し、それらが正常に動作することについて財団の確認を得ること。
- (5) 操作方法等の取扱いについては、講習会等の場を設け実施すること。
- (6) 当該機器に関し、引き渡し完了後 1 年間の保証期間を設けること。また、保証期間内において、明らかに利用者側に原因があると判断される以外の故障や異常については、無償で修理及び交換を行うこと。
- (7) 機器の設置に当たっては、劇場内の構造物を傷つけないなど、瑕疵に対して細心の注意を払うこと。
- (8) 新国立劇場の物件等を汚損あるいは破損したときは、速やかに財団に報告し、協議の上、原状に復すること。
- (9) 財団が指示または定めた諸事項について、受注者はその指示に従うこと。
- (10) 調達する機器に関しては、日本国内に本社、支社もしくは代理店があり、修理等の技術者を有していること。
- (11) 受注者の本社、支社、営業所のいずれかが東京都内及び神奈川県、千葉県、埼玉県にあること。
- (12) 受注者は、メンテナンス・サポート体制を自社内に持ち、緊急時には連絡後速やかに技術者が劇場へ駆けつけ、トラブル等に対応できる体制を整えていること。

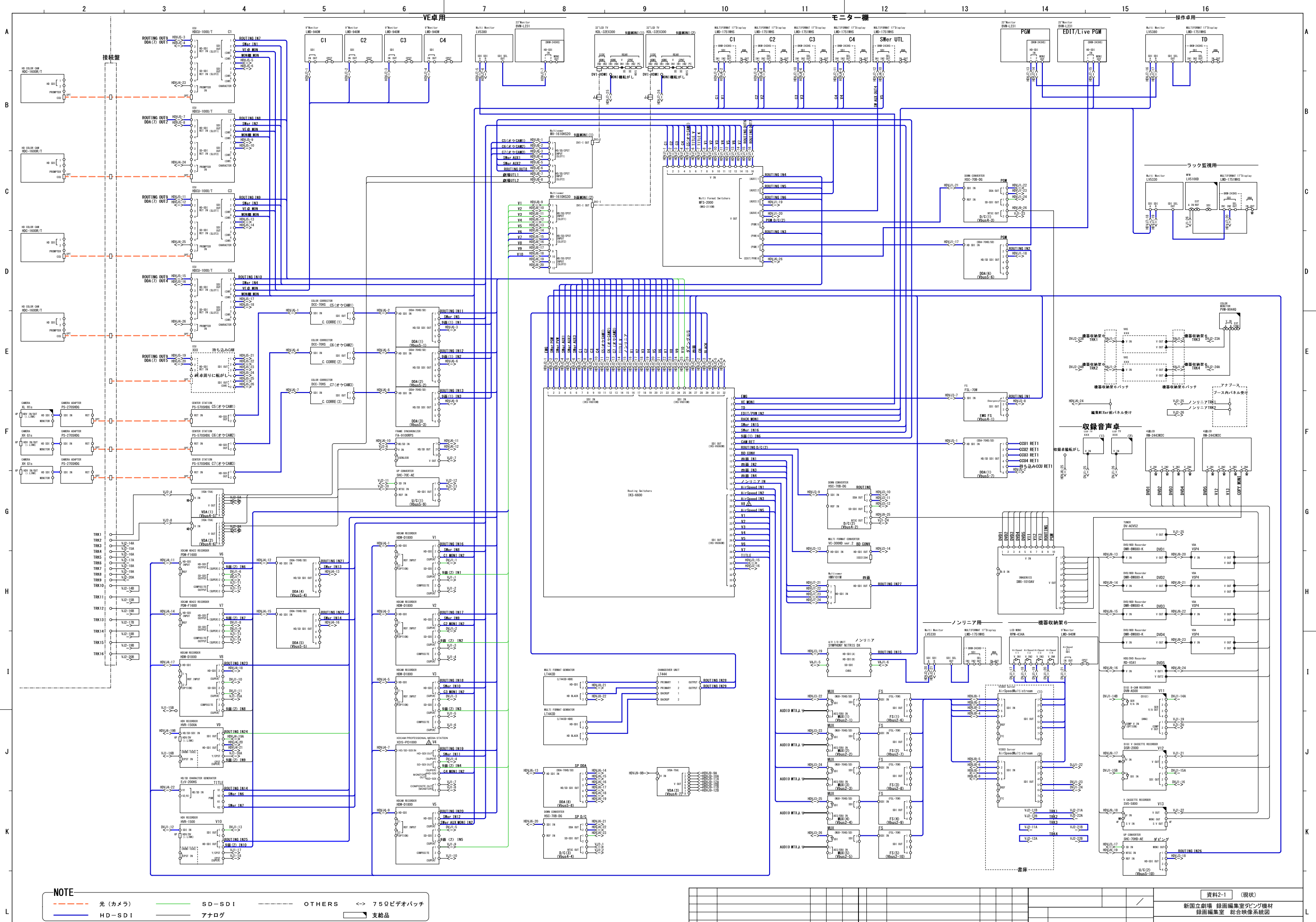
4. その他

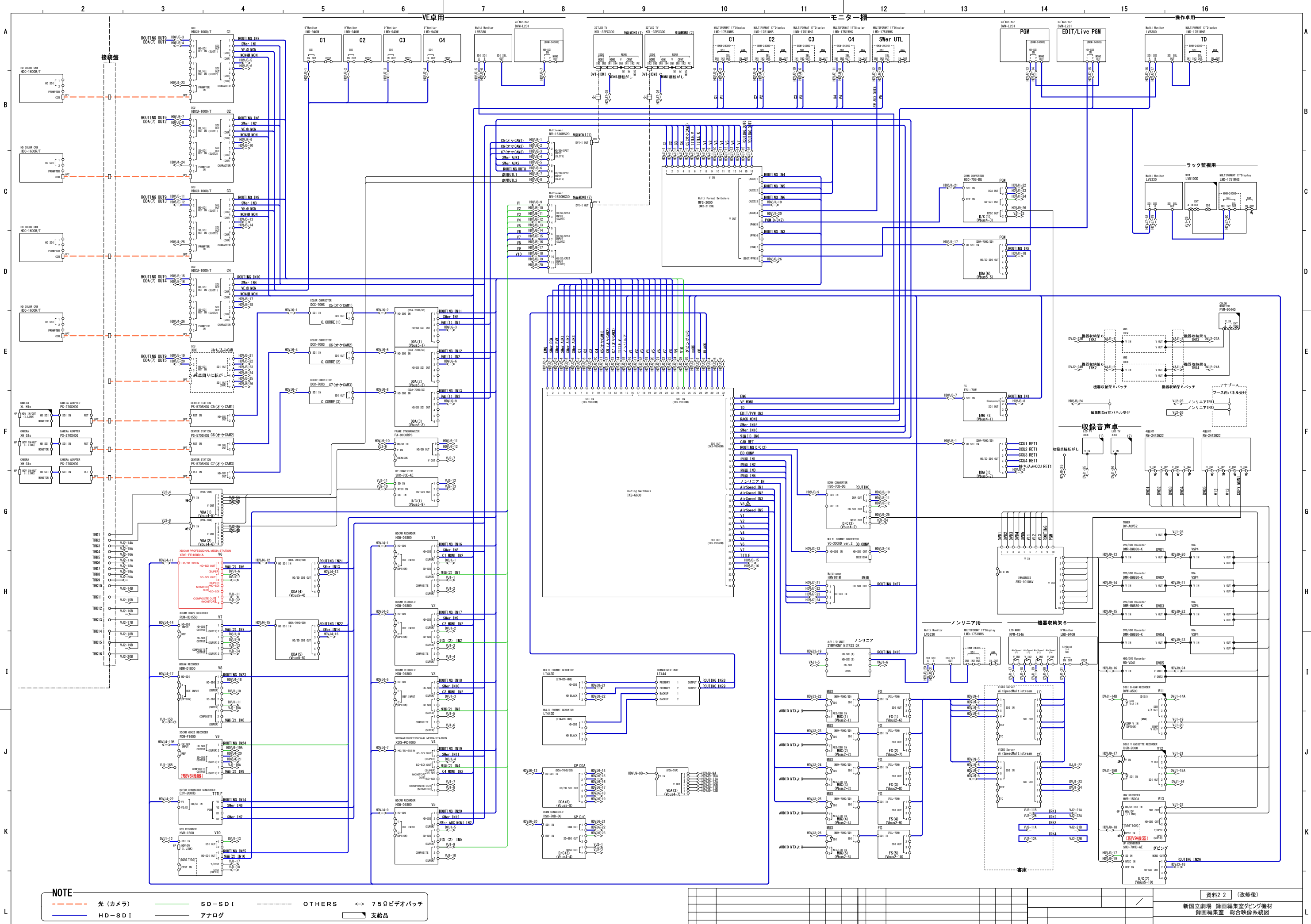
以上は、概要を示したものであるから、実施に当たっての詳細及びその他不明点については、財団と協議の上、指示に従うこと。

以上









NOTE

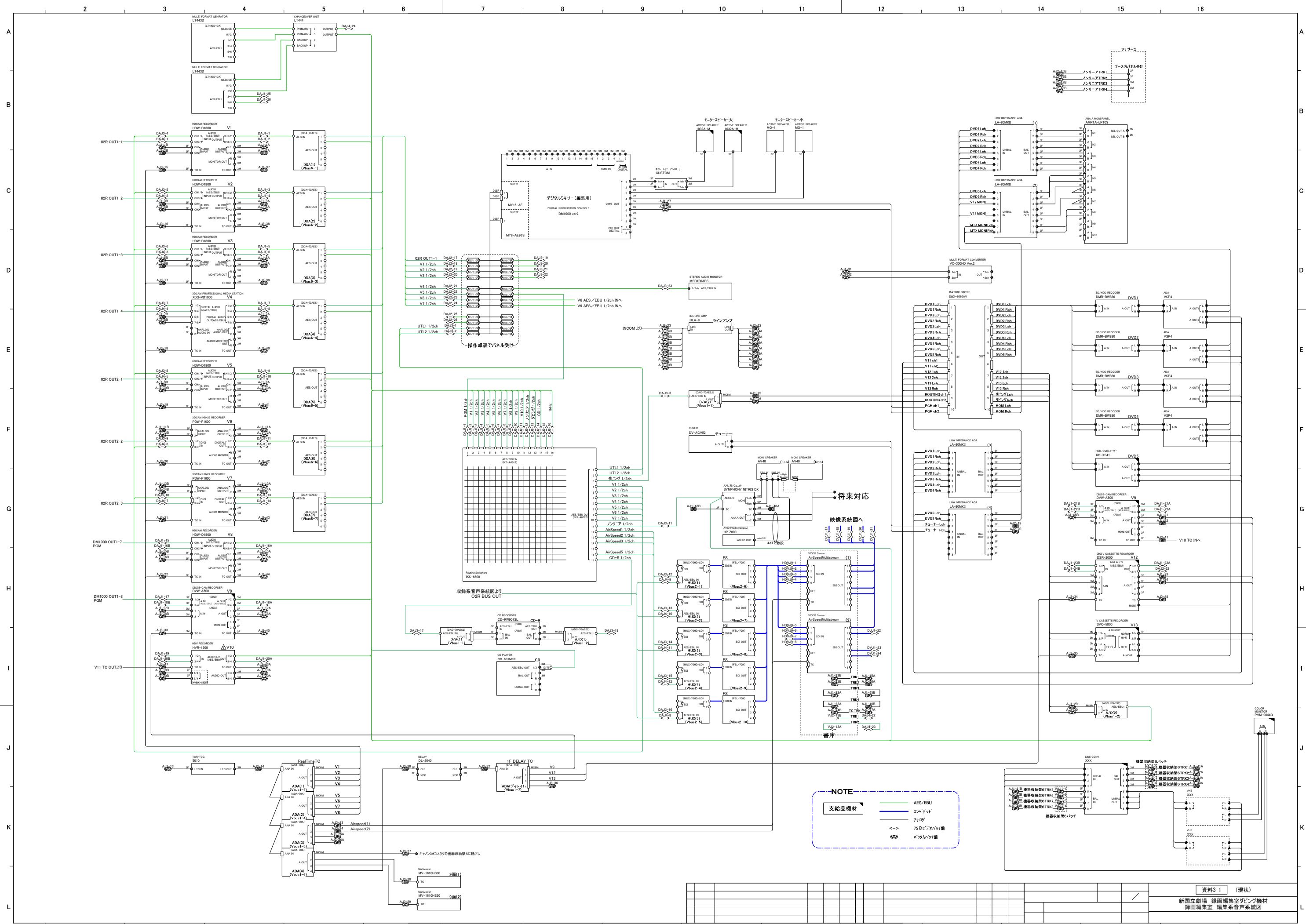
--- 光 (カメラ) --- SD-SDI --- OTHERS --- 75Ωビデオパッチ

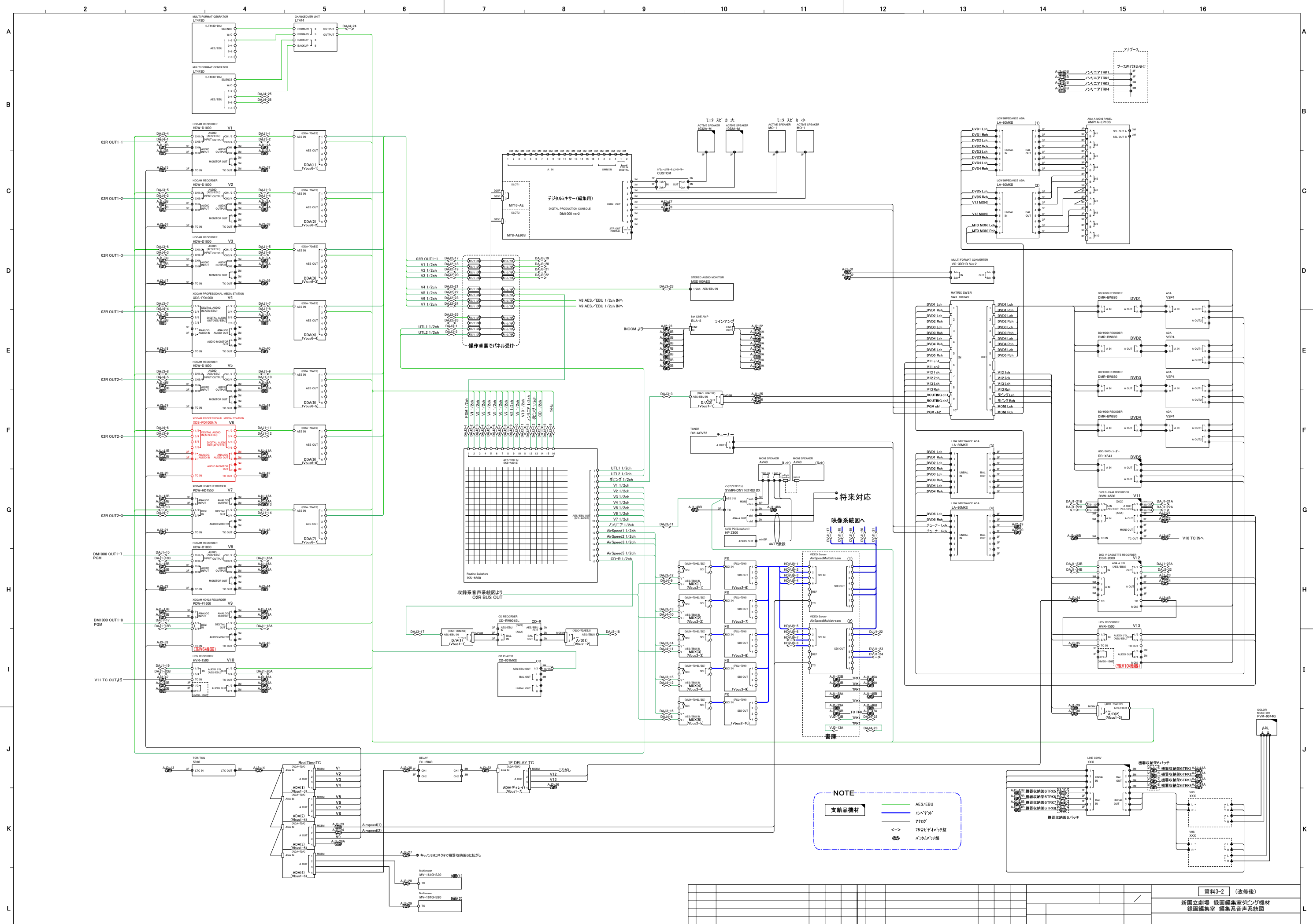
--- HD-SDI --- アナログ --- 支給品

資料2-2 (改修後)

新国立劇場 録画編集室ダビング機材

録画編集室 総合映像システム図





契約書(案)

件 名 新国立劇場録画編集室ダビング機材の調達
代 金 額 金 円（消費税及び地方消費税 円含）

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という）と供給者 ○○○○○○
○○○○（以下「乙」という）との間において、上記の物品（以下「本件物品」という）
について、次の条項によって物品供給契約を締結する。

第1条 （物品供給）

甲は、乙に対し、本件物品の供給を依頼し、乙は、これを受諾した。

第2条 （物品）

本件物品は、別紙の仕様書に記載するとおりのものとする。

第3条 （物品の設置、配線及び調整）

乙は、本件物品の設置、配線及び調整作業を別紙の仕様書に記載にとおり行うものとする。

第4条 （納品期限）

本契約の物品納品期間は平成31年2月28日とする。

第5条 （代金及びその支払い方法）

- 1 本件物品の代金は上記代金額○○○○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○○○○○○○円含）とする。
- 2 甲は、乙が第10条により発行した請求書を甲が受領した日から30日以内に、予め甲乙間で合意したところに1回に送金して支払う。

第6条 （納入場所）

本件物品の納入は、新国立劇場内の甲の指定する場所においてなすものとする。

第7条 （検査及び引き渡し）

- 1 甲は、納品後、乙が納入した本件物品が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認したときは、その引き渡しを受ける。
- 2 乙が納入した本件物品が契約の内容に適合していない場合は、乙は、直ちにこれを引き取り、甲の指定する期間内に改めて本件物品を納入し、再度甲の検査を受けるものとする。

第8条 （所有権の移転）

本件物品の所有権は、前条第1項の引き渡しにより乙から甲に移転する。

第9条 （危険負担）

本件物品が、引き渡し前に滅失毀損したときその他引き渡しまでの一切の危険は、甲の責任による場合を除くほか、全て乙の負担とする。

第10条 （請求書）

乙は、第7条により本件物品の引き渡しを完了したときは、甲の新国立劇場技術部に請求書を送付して、代金の請求をすることができる。

第11条 （契約保証金）

甲は乙に対し、本契約の締結につき、契約保証金の納付を免除する。

第12条 （瑕疵担保）

本件物品に瑕疵のあることが判明したときは、1年の期間に限り、甲は、乙に対し、本件物品の取り替えもしくは瑕疵の修補を請求し、又は補修に代えもしくは瑕疵の修補とともに損害賠償を請求することができる。

第13条 （品質保証）

物品の保証期間は、検査を完了した日から1年とし、当該保証期間に生じた故障等については、甲の故意または過失による場合を除き、乙は無償にて修理を行うものとする。

第14条 （秘密保持）

甲及び乙は、本契約を履行するにあたって知り得た相手方の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第15条 （契約の解除）

甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により納入期限に本件物品の納入をしないとき、又は納入期限に本件物品の納入をする見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (3) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

第16条 （損害賠償）

前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

第17条 （違約金の予定）

乙において債務不履行があったときは、乙は、甲に対し、これにより損害賠償として請負代金額の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。

第18条 （合意管轄）

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

第19条 （協議事項）

この契約書に定めない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都渋谷区本町一丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾 崎 元 規

乙